

**仰星ニュースレター****ワンポイント会計基準****vol. 112 連結財務諸表におけるファイナンス・リース取引の会計処理について**

今回は、連結会社間でリース取引が行われた場合における、連結財務諸表上の会計処理について説明します。なお、借手、貸手ともにリース取引を売買処理しているとします。

(1) 連結会社間で所有権移転外ファイナンス・リース取引が行われた場合  
連結会社間で当該リース取引が行われた場合は、基本的には通常の連結手続に従い内部取引として消去します。

しかし、借手におけるリース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額（もしくは貸手の見積現金購入価額）とのいずれか低い価額によることから（リース取引に関する会計基準の適用指針（以下、「リース適用指針」という。）第 22 項）、借手の資産計上額と貸手の購入価額は一致しないことがあります。

この場合には、連結財務諸表上の資産の計上額は外部購入価額とすべきであるため、原則的に、固定資産を貸手の購入価額で計上し、これをもとに減価償却します。ただし、借手の資産計上額と貸手の購入価額の差額に重要性が乏しい場合は、修正は不要です。

また、リース料に含まれる利息相当額の取扱いが借手と貸手の間で異なる場合があります。例えば、借手はリース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法による一方で、貸手は利息相当額をリース期間で配分する方法を採用している場合などが該当します。

この場合、個別財務諸表上は、借手はリース資産を利息相当額が含まれたリース料総額で計上し、每期減価償却します。連結財務諸表上は、原則的には、貸手の購入価額で固定資産が計上され、每期減価償却します。ただし、同様に借手の資産計上額と貸手の購入価額の差額に重要性が乏しい場合には、修正は不要です。